

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける 定員規模別単価の取扱いについて

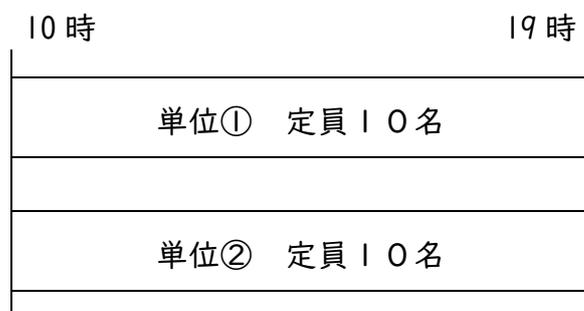
標記について、単位を設定している事業所の定員の考え方について厚生労働省に確認し、以下のとおり整理しましたので、各事業所にて再度ご確認いただきますようお願いいたします。

◆「利用定員が10人以下の場合」の例

(1) 事業所定員:20名(同時並行で2単位)

人 員:単位ごとに配置

設 備:単位ごとに設置

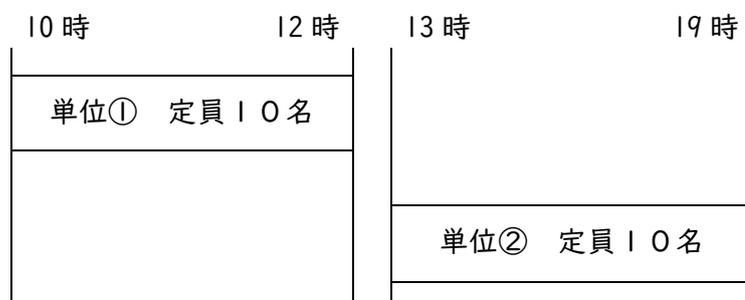


※単位①と単位②の訓練室及び人員(基準省令第5条に定める従業者)は別
※児童発達支援管理責任者は、単位①と単位②の兼務可

(2) 事業所定員:20名(時間帯を分けて2単位)

人 員:単位ごとに配置

設 備:2単位で共用



※単位①と単位②の訓練室は同じだが、人員(基準省令第5条に定める従業者)は別
※児童発達支援管理責任者は、単位①と単位②の兼務可

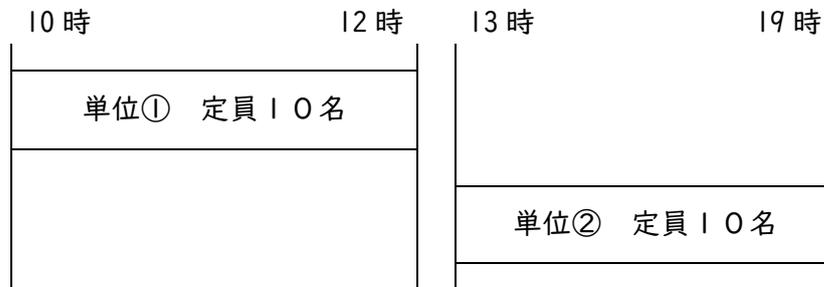
◆「利用定員が11人以上20人以下の場合」の例

(1) 事業所定員:20名(時間帯を分けて2単位)

人 員:2単位で共通

設 備:2単位で共用

→「利用定員が10人以下の場合」での請求は不可



※単位①と単位②の訓練室及び人員(基準省令第5条に定める従業者)は同一

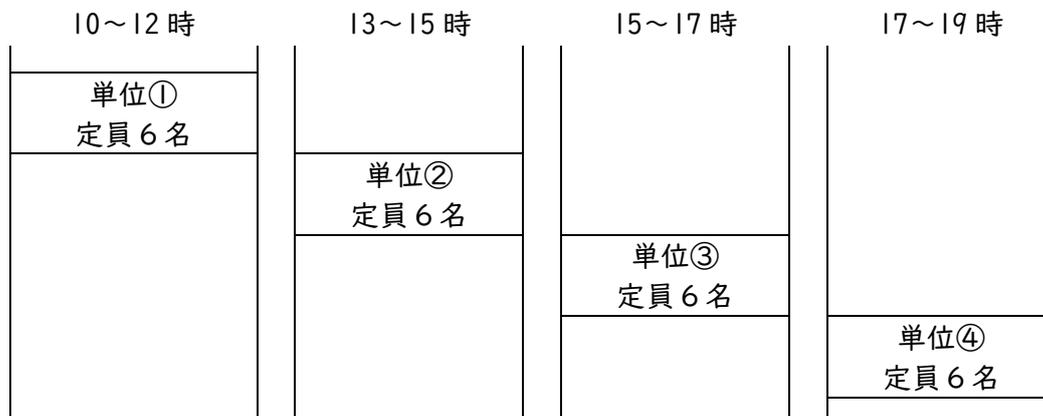
◆「利用定員が21人以上の場合」の例

(1) 事業所定員:24名(時間帯を分けて4単位)

人 員:2単位で共通

設 備:2単位で共用

→「利用定員が10人以下の場合」での請求は不可



※単位①から単位④の訓練室及び人員(基準省令第5条に定める従業者)は同一

・上記例における児童発達支援事業所は、児童発達支援センターであるものを除き、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して指定児童発達支援を行うものとする。

・上記例における放課後等デイサービス事業所は、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して指定放課後等デイサービスを行うものとする。

・上記例の単位における提供サービスは、児童発達支援と児童発達支援、放課後等デイサービスと放課後等デイサービス及び児童発達支援と放課後等デイサービス(多機能)のいずれの場合も想定されるとする。